

令和2年6月12日 施行
令和2年6月19日 改定
令和2年9月7日 改定
令和2年10月19日 改定
令和2年11月27日 改定
令和3年1月1日 改定
令和3年5月1日 改定
令和4年7月1日 改定
令和4年11月28日 改定
令和5年3月13日 改定

士別市社会体育施設における 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、コロナ禍における施設の利用にあたり、利用者や管理者等それぞれの立場で感染拡大防止に取り組むため、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」やスポーツ庁が示した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえ、施設利用の基本的な考えや留意事項などを定めるものです。

2. 施設利用の基本的な考え方

施設の感染防止対策は、利用者、管理者など全員が、それぞれ適切な感染防止対策を講じたうえで、各施設を利用することとします。

施設利用の安全・安心は、利用者や管理者等の取り組みによって成り立つことから、施設管理者が、利用方法等が適当でないと判断した場合は、利用の中止などを求めるものとします。

なお、本ガイドラインの内容及び方策は、今後の感染状況等を踏まえ、逐次状況に応じて見直します。

3. 施設利用の制限事項

- (1) 施設の利用者には、居住地の制限はありません。
- (2) 競技種目による利用の制限はありません。

4. 利用者が全ての施設で実施する感染防止策

- (1) 利用時の実施すべき事項
 - ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。

- ア 平熱を1℃以上超える発熱
- イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- エ 嗅覚や味覚の異常
- オ 体が重く感じる、疲れやすいなど
- カ 利用前5日間に新型コロナウイルス感染症の陽性とされた者との濃厚接触
- キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ② 施設ごとの感染防止ルールを守ってください。
- ③ マスク着用は、個人の判断が基本となります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにしてください。
- ④ 施設の入館時に手指消毒するとともに、利用中もこまめな手指消毒を実施してください。
手指消毒の他、必要に応じて手洗いしてください。手洗いは、石鹸で30秒以上することが推奨されています。
- ⑤ 手洗い後の手拭きタオル等を各自で用意してください。
- ⑥ 他の利用者、施設管理者スタッフ等の適切な距離（人と人が触れ合わない程度）を確保してください。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除きます。）
- ⑦ 利用中に大きな声で会話、応援をする場合は、適切な距離を確保してください。
- ⑧ 施設利用前後のミーティング等では、三つの密（密接、密閉、密集）を避けてください。
- ⑨ 利用した器具・用具や人の手が触れたドアノブ、水栓などの消毒に協力ください。
- ⑩ 扉や窓を開け、定期的な換気をしてください。
- ⑪ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置等、施設管理者の指示に従ってください。
- ⑫ 利用終了後5日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、士別市教育委員会合宿の里・スポーツ推進課（TEL0165-26-7307）又は地域教育課（TEL0165-28-2121）に対して速やかに濃厚接触者の有無等について必ず報告してください。

（2）運動・スポーツを行う際の留意点

- ① 十分な距離の確保
運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染防止の観点から、周囲の人となるべく距離を空けてください。
- ② 位置取り
走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、併走する、あるいは斜め後方に位置を取ってください。
- ③ その他
ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないでください。

イ タオルの共用はしないでください。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、座席の間隔（1 m以上）を確保し、会話は控えめにしてください。

エ 飲み物の回し飲みはしないでください。

オ 飲みきれなかった飲料水等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないでください。

5. 施設が実施する防止策

- ① 受付窓口には、手指消毒液を設置し、利用者の消毒対策を行います。
- ② 受付等の人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽します。
- ③ 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行います。
- ④ 受付等のスタッフには、マスクを着用させます。
- ⑤ 利用者が三つの密（密接、密閉、密集）の状態になるおそれがある場合は、入場制限を行います。
- ⑥ 施設内の人が触れる箇所（ドアノブなど）の消毒を行います。

6. 施設で行う大会等の主催者が実施する防止策

- ① 大会等の運営にあたっては、各施設の留意事項を守り、選手・観覧者等を適切に管理してください。
- ② 選手・観覧者等が密集しない配置に心がけ、必要に応じて注意喚起を行ってください。
- ③ 大会等の運営に必要なマスクや消毒液、ペーパータオル等を準備してください。
- ④ 利用した用具にアルコール消毒液を噴霧し、拭き取ってから返却してください。
- ⑤ 各競技団体等のガイドラインに基づいて大会・イベント等の運営を行ってください。

屋内スポーツ施設及び屋外スポーツ施設管理・休憩棟

1. 手指消毒

入館時に手指消毒を行ってください。

2. 利用機器・用具の消毒

窓口等でアルコール消毒液を貸し出します。

利用者は、利用後にトレーニング機器やバレー支柱などの用具にアルコール消毒液を噴霧し拭き取ってください。

窓口で貸し出すボール等は、そのまま返却してください。

ペーパーによる拭き取りで発生した「ごみ」は、消毒液と一緒に窓口に返却または拭き取り専用ごみ箱に捨ててください。

3. 更衣室の利用

利用者は、会話を控えて利用してください。

4. 飲食の利用

飲食のできる場所では、座席の間隔（1 m以上）を確保し、会話は控えてください。

5. 定期券〈総合体育館、朝日農業者トレーニングセンター〉

感染拡大防止のため休館した場合、定期券は休止期間分を延長します。

屋外スポーツ施設

1. 手指消毒

利用者各自で消毒液を持参し、手指消毒を行ってください。

2. 利用機器・用具の消毒〈陸上競技場〉

アルコール消毒液と拭き取りペーパーは、物置に備え付けてあります。

利用者は、利用後にスターティングブロックやハードルなどの用具に、アルコール消毒液を噴霧し拭き取ってください。

ペーパーによる拭き取りで発生した「ごみ」は、各利用者が持ち帰りください。

学校開放事業（士別小、士別南小、士別中、士別南中、上士別中、多寄小）

1. 手指消毒

入館時に貸し出したアルコール消毒液で手指消毒を行ってください。

2. 施設の換気

換気設備を運転することや、定期的に扉や窓を開け外気を取り入れてください。

電気の切り忘れや窓や扉などの閉め忘れには、十分に注意してください。

3. 利用用具、ドア等の消毒

アルコール消毒液と拭き取りペーパーは、鍵の受け渡し時に渡します。

利用者は、利用後のバレー支柱やボールなどの用具に、アルコール消毒液を噴霧し拭き取ってから、用具庫に返却してください。

また、退館前に、手が触れたドアノブや手洗い場の蛇口の水栓等にアルコール消毒液を噴霧し拭き取ってください。

消毒液は、鍵等とともに返却してください。

ペーパーによる拭き取りで発生した「ごみ」は、各利用者が持ち帰りください。